

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		図書館文化施設の使用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則
条 項		条例第 15 条から第 19 条、規則第 3 条、第 13 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 中央図書館 大宮西部図書館（電話：048-664-4946）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>文化施設を利用できるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれらに準ずる団体とする。</p> <p>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限する。</p> <p>(1) 風紀を害し、または秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。</p> <p>(4) この条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p> <p>文化施設の利用を受けようとする者は、期間内に文化施設利用申請書を提出しなければならない。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和元年 5 月 7 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		